

# 経済産業省

20140407 公開資第1号  
平成26年4月25日

## 行政文書不開示決定通知書

木野 龍逸 殿

資源エネルギー庁長官 上田 隆之



平成26年4月7日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1. 不開示決定した行政文書の名称等

原子力損害賠償円滑化会議に係る、議事録、議事メモおよび配布資料の一切。ただしホームページ等ですでに公開されているものは除く。

期間：2013年9月～2014年4月7日

#### 2. 不開示とした理由

上記1. に該当する行政文書は、作成しておらず、保有していない。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、資源エネルギー庁長官に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、異議申立てをすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に対して行うことができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について異議申立て（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（ただし、当該決定の日の翌日から起算して原則として1年以内）に行うこともできます。

#### 3. 担当課室等

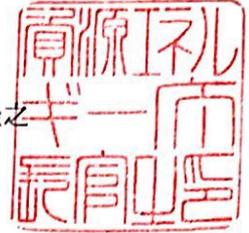
担当課室：資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室

電話番号：03-3580-6304

## 行政文書開示決定通知書

木野 龍逸 殿

資源エネルギー庁長官 上田隆之



平成25年10月3日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1. 開示する行政文書の名称

原子力損害賠償円滑化会議に係る、第1回会議の配布資料、第6回会議の議事録

#### 2. 不開示とした部分とその理由

なし

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、資源エネルギー庁長官に対して異議申し立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、異議申し立てをすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に対して行うことができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について異議申し立て（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（ただし、当該決定の日の翌日から起算して原則として1年以内）に行うこともできます。

#### 3. 開示の実施の方法等

##### (1) 開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

##### (2) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成25年11月12日（火）から12月13日（金）（土・日曜日及び祝日を除く。）

9：30から17：00まで（12：00から13：00を除く。）

場所：経済産業省大臣官房情報公開推進室（情報公開窓口）

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館1階

（電話番号：03-3501-1035）

##### (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

<準備日数> 「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日後までに発